



ゆうせいほごほうひがい 優生保護法被害

かん でんわそうだん に関する電話相談

2018年7月3日(火) 10時～16時

電話：052-223-2355

無料相談

※ただし電話料金をご負担いただくことになります。

メール受付

yuseihigai@aiben.jp (上記日時のみ)

※メール受付は、聴覚や言語に障がいがあつて、お電話が
難しい方に限ります。また回答は後日になります。

ゆうせいほごほう そんざい ほうりつ
優生保護法とは、1996年まで存在していた法律です。

ゆうせいじょう けんち ふりよう しそん しゅつせい ほうし もくてき せいしんしっかん ゆう にんてい
「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」ことを目的として、精神疾患を有する（と認定され
た）方などに対し、本人の意思に反する不妊手術などが行われていました。

ことし ゆうせいほごほう きょうせいふにんしゅじゆつ う ひがいしゃ かた くに
今年（ことし）の1月30日、優生保護法のもとで強制不妊手術を受けさせられた被害者の方が、国に対する
しゃざい ほしよう さいばん お
謝罪と補償を求めて裁判を起しました。

このような動きをきっかけとして、これまで被害を訴えることのできなかつた方々の声を聞く
ため、電話相談を行います。優生保護法のもと、のぞまない不妊手術や人工妊娠中絶
を受けた方・そのご家族、ご友人の方など、どなたでもご相談ください。

あいちけんべんごしかい
主催：愛知県弁護士会